

綾瀬市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき策定した綾瀬市子ども・子育て支援事業計画に基づく、民設放課後児童クラブの拡充及び整備を図るため、社会福祉法人等が本市内で行う放課後児童施設整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内において市が補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 放課後児童クラブ 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項の規定に基づく、放課後児童健全育成事業を実施するための建物をいう。
- (2) 整備 次の表の整備区分に掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
改築	既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
拡張	既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕	既存施設について、子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて（平成27年7月13日府子本第204号内閣府子ども・子育て本部統括官通知。以下「通知」という。）の第4に掲げる改修等を実施すること。
応急仮設施設整備	通知の第6に準じて応急仮設施設を整備すること。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付を受けることのできる施設は、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人その他法第34条の8第2項の規定に基づき事業を実施する法人が設置する放課後児童クラブとする。ただし、整備予定の放課後児童クラブについて、綾瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び

運営に関する基準を定める条例（平成26年綾瀬市条例第28号）第9条第2項に規定する専用区画に関する基準を満たしていない場合（同条例附則第2項の規定により第9条第2項の規定を適用しない場合を除く。）は、交付の対象としないものとする。

（補助の対象外）

第4条 この補助金は、次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する費用
- (4) その他整備費として適当と認められない費用

（補助額の算定方法）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表の種目の欄に掲げる種目ごとに基準額の欄に定める基準額、対象経費の実支出額又は総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のうち最も少ない額に3分の2（通知の第1の2に基づき、待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合は、4分の3）を乗じて得た額とする。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 前項の規定により交付することとなる金額は、当該施設の整備に要する費用の総額を超えてはならない。

（申請方法）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書（以下「申請書」という。）を、事業着手前に市長に提出しなければならない。

2 規則第4条第2項第4号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 設計図（改築、拡張及び大規模修繕については、既存建物との関係を明らかにしたもの）
- (2) 仕様書及び見積書
- (3) 施工前の写真
- (4) 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

(交付条件)

第7条 市長は、補助金の交付を決定する場合、規則第6条各号に掲げる条件を付するものとする。

(決定通知)

第8条 規則第7条に規定する通知は、綾瀬市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金(変更)交付決定通知書(第1号様式)によるものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項に規定する市長の定める期日は、交付決定を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(変更等の承認)

第10条 規則第6条第1号又は第2号の規定に基づく市長の承認を受けようとするときは、綾瀬市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)により、変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載し、関係書類を添えて市長に提出するものとする。

(実績報告書の提出期限)

第11条 規則第12条第1項に規定する市長の定める期日は、事業完了後1月以内とする。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書(第3号様式)により、速やかに市長に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(実績報告の添付書類)

第13条 申請者は、補助事業が完了したときは、規則第12条第1項に規定する補助事業等実績報告書に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 契約書の写し
- (2) 支払領収書の写し
- (3) 建築検査済証の写し
- (4) 補助対象となった建物等の写真
- (5) 補助対象となった建物の権利の帰属を証する書類

(財産処分の制限の特例)

第14条 規則第15条ただし書きの規定により市長が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により定めるものは、国の基準に準じるものとする。

(書類の整備等)

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して、5年間保存するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月30日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表（第5条関係）

整備区分	種目	基準額	対象経費
創設及び改築	本体工事費	<p style="text-align: center;">28,659千円</p> <p>ただし、通知の第1による、放課後子ども総合プラン（平成26年7月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、文部科学省生涯学習政策局長連名通知）に基づく学校敷地内等における創設又は改築を行う場合（以下「放課後子ども総合プランによる場合」という。）。</p> <p style="text-align: center;">57,318千円</p> <p>一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。</p>	<p>放課後児童クラブの創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度とする。以下同じ。）並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費（PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。）</p>
	賃借料加算	6,658千円	新たに土地を貸借

			して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用
	特殊付帯工事費	17,246千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	<p>1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 1,521千円</p> <p>2 改築に際して仮設施設を整備する場合 2,264千円</p> <p>3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により市長が必要と認めた額とする。</p>	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
拡張	本体工事費	市長が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	賃借料加算	6,658千円	新たに土地を貸借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用（施設の拡張により必要となる部分に限る。）
	特殊付帯工事費	17,246千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費

大規模修繕	本体工事費	通知の第4の3により市長が必要と認めた額とする。	放課後児童クラブの大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	特殊付帯工事費	17,246千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
	仮施設整備工事費	大規模修繕に際して仮施設を整備する場合は、通知の第4の3により市長が必要と認めた額とする。	仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

第1号様式（第8条関係）

綾瀬市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金（変更）交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日申請があった 年度綾瀬市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条（第9条）の規定により、次のとおり決定しました。

1 補助金額	円
既交付決定額	円
今回変更額（増減額）	円

2 補助条件

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) その他市長が必要と認める条件

第2号様式（第10条関係）

綾瀬市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

綾 瀬 市 長

申請者 所 在 地
名 称
代表者氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度綾瀬市民設放課後児童
クラブ施設整備費補助金に係る事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので申請
します。

1 変更の内容

変更（中止・廃止）前	変更（中止・廃止）後

2 変更（中止・廃止）の理由

3 添付書類

年 月 日

綾 瀬 市 長

補助事業者所在地
名称
代表者氏名

消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度綾瀬市民設放課後児童クラブ施設整備費補助金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 補助金の額の確定額 円

2 消費税の申告の有無（どちらかを選択） 有 ・ 無

（2で「無」を選択の場合は以下不要）

3 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） 一般課税 ・ 簡易課税

（3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要）

4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 円

5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 円

6 補助金返還相当額（5から4の額を差し引いた額） 円

（注）1 別紙として積算の内訳を添付すること。

2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。